

専第2号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月24日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 52,470円

相手方		事由
氏名	住所	
		南九州警察署執務室における事故（物品損傷）